

水産分野におけるデータ利活用 ガイドライン（案）

水産分野におけるデータ利活用ガイドライン

目次（案）

第 1.	総論	- 5 -
1.	水産分野でのデータ利活用の意義	- 5 -
(1)	水産分野におけるデータ活用の意義	- 5 -
(2)	水産分野におけるデータ利活用の例	- 2 -
2.	水産分野での利活用促進のための利用ルールの必要性	- 4 -
(1)	データ活用一般的な観点からの取決めの必要性	- 4 -
(2)	水産分野におけるデータの取決めの必要性	- 5 -
3.	本ガイドラインにおける対象	- 5 -
(1)	ガイドラインが対象とするデータ	- 5 -
(2)	ガイドラインが対象とするデータの利用場面	- 7 -
(3)	ガイドラインの想定読者	- 8 -
第 2.	水産分野のデータ提供関係における基本的事項	- 9 -
1.	水産分野におけるデータ利用関係に基づく取決めの目的	- 9 -
(1)	水産分野におけるデータの利用関係の取決めの現況	- 9 -
(2)	水産分野において取決めを行う場面	- 9 -
2.	水産分野のデータ提供関係における当事者関係の整理	- 12 -
(1)	データ提供関係における当事者	- 12 -
(2)	当事者の概要	- 12 -
3.	水産分野における当事者と提供データの流れの整理	- 14 -
4.	各場面におけるデータ提供関係の特徴と留意点	- 16 -
(1)	漁協・産地市場へのデータ提供・創出	- 16 -
(2)	委託のための提供	- 17 -
(3)	提供先での独自利用のための提供	- 18 -
(4)	提供先での独自利用のための提供（再提供）	- 21 -
(5)	漁業者からの独自提供	- 21 -

今回の協議会ではここまでをご説明する。以下は次回協議会にてご説明の予定

- 第 3. 水産分野におけるデータ利用関係の特徴
1. 一般的なデータ利用関係とその対応
 2. 水産分野で取り扱われるデータとその利用場面
 - (1) 水産分野で取り扱われるデータの内容
 - (2) 水産分野でのデータの利用場面

3. 水産分野におけるデータの特徴

- (1) 漁業に係るノウハウの多くが法律上権利化されていない
- (2) 漁業者の多くが個人であるため、活用されるデータの内容や状況によっては、個人情報となる場合がある
- (3) 漁業協同組合を経由してデータ提供がなされるケースが多い
- (4) 漁業者・漁協にクローズドな利用関係が多い
- (5) 漁業政策上用いられるデータの要請が大きい

4. 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針

- (1) 水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール
- (2) 他のガイドラインを踏まえた水産分野における利用関係に関するルール

第 4. 水産分野におけるデータ保護に必要な利用ルールのポイント

1. モデル契約書の提示方針

- (1) モデル契約書のポイント
- (2) タームシート（契約書の概要を示したもの）の添付

2. 個人情報関係

3. データ提供関係

第 5. データ提供に必要な雛形等

第 6. ユースケースの掲載

第1. 総論

1. 水産分野でのデータ利活用の意義

(1) 水産分野におけるデータ活用の意義

現在、水産分野では「スマート水産業」への取組が行われているところである。

「スマート水産業」¹では、ICT や AI 等の先進技術の水産業に活用することにより、水産業の効率化・高度化を図るほか、競争力のある水産業を実現するとともに、将来の担い手確保に貢献することも期待されている。

具体的には、生産段階から流通に至る過程で生じるデータを活用し、ICT 等を高度に駆使することにより、例えば、

- 漁場形成予測による操業の効率化や漁場資源探査
- ロボット等の導入による操業の自動化・効率化
- 適切な資源確保に必要な資源管理の実現等

を行うことが期待されている。

このようなスマート水産業において中核をなすのは、生産や流通において生じるデータである。データを高度に活用することにより、例えばこれまで勘に頼ってきた操業を、再現性の高い操業や、データに基づく予測を利用した操業の実現を図ることが可能となる。さらにデータを高度に活用することで、よりの確な資源評価が行うことも期待される。

そこで、スマート水産業を推進し、水産業を成長産業化していくためには、データを取得した当事者だけでなく、他のステークホルダーにも提供できるようにすることで、データの有効活用を図っていくことが重要と考えられる。

【コラム】「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」

スマート水産業は我が国の水産業が抱える以下の課題に、ICT・IoT 技術を活用して応えることが期待されている。

- 漁業・養殖業や水産加工業に従事する労働者の減少・高齢化の進行
- 海洋環境の変動等の影響から資源量が減少する等による漁業生産量の減少

このスマート水産業を社会実装する方策を検討するために、「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」が設けられた（令和元年度）。「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」が取りまとめた報告書²では、以下の3つの社会実装の方向性が示されている。

¹ 水産庁において実施された「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」のとりまとめ報告書では、スマート水産業について、「ICT、IoT 等の先端技術の活用により、水産資源の持続的利用と水産業の産業としての持続的成長の両立を実現する次世代の水産業」と定義する。

² <https://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/study/attach/pdf/smartkenkyu-19.pdf>

- 漁業・養殖業の生産活動のデジタル化に向けて
- 水産バリューチェーン産地の構築に向けて
- 水産業データ連携基盤の活用に向けて

同とりまとめでは、これらを実現するための課題として

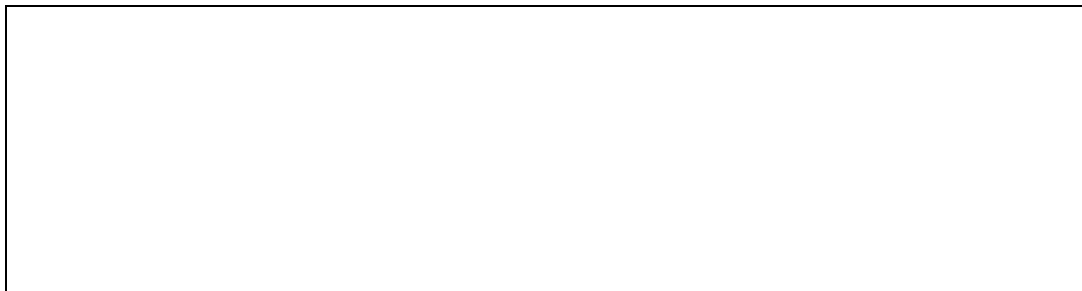
- ・ 現場の生産者等が積極的にスマート水産業に取り組みたくなるような成功事例の創出・拡大
- ・ データ利活用の推進に向けたデータポリシーの確立、データの標準化
- ・ 将来に渡ってスマート水産業が自主的・自立的に取り組まれていくための人材育成・啓発普及

などが示されており、本ガイドラインは「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」の検討を踏まえて、水産業にかかわるデータ利活用を推進することが、策定の背景となっている。

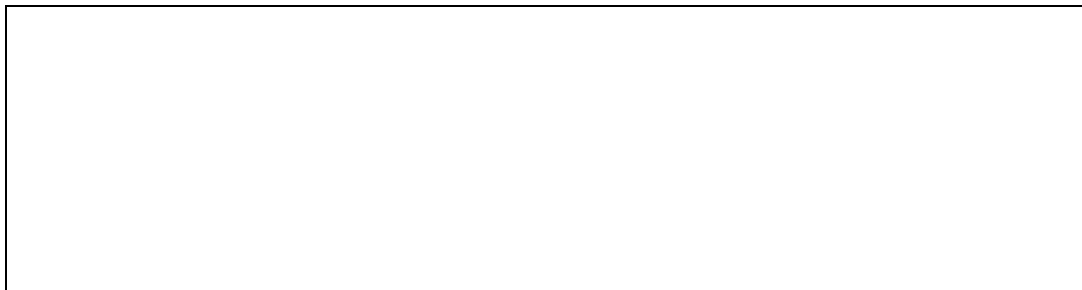
(2) 水産分野におけるデータ利活用の例

水産分野におけるデータの利活用

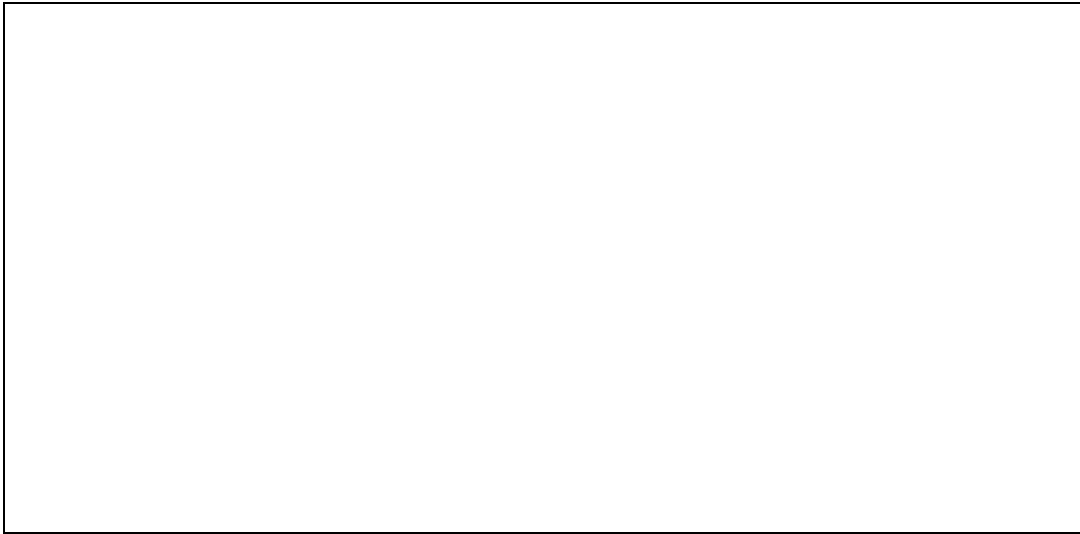
① 漁業者の情報を活用したスマート水産の例



② 漁場情報を活用したスマート水産の例



③ 外部の情報を活用したスマート水産の例



2. 水産分野での利活用促進のための利用ルールの必要性

(1) データ活用一般的な観点からの取決めの必要性

データの利活用のルールにおいて、もっとも重要なことは、データに対する法律上の位置づけを理解することである。データについては、必ずしも法律上、権利として直ちに認められるものではない。そのため、権利性がないデータは、データ提供者と提供先との間で、授受のあったデータをどのように取り扱うのか、またデータを加工するなどして生じた場合にはどのように取り扱うのか、などについて取り決めておかないと、当事者間で全くルールが存在しない状態になってしまうことがある。

例えば提供者のほうでは国内で提供されるサービス開発へ協力する目的で、データの提供した場合でも、実は提供先では広く海外にもサービス提供することを最初から想定しており、データの提供を受けていた、などの場合には、事前の取決めがない場合に後々にトラブルとなるリスクがある。

【コラム】「データの法的性格」

一般的にはデータについては、著作権と同様のものと理解されるケースが多い。そのため、「データの所有権」、「データオーナーシップ」などの表現でやり取りされるが、誤解に基づくものもしばしば含まれている。

我が国の法律では、民法で所有権の対象を定めているが、ここでは「有体物」に限られるとされている（民法第85条、第206条）。著作権法や、特許法などの産業財産権に関する法律では、民法の例外として著作物や発明等など、有体物とは言えないものであっても、権利として認めることとしている。

著作権法で保護の対象となる著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（第2条1項1号）とされているため、単なる記録であるデータについては、著作物に該当しないことが多いとされる（データベースの場合には、著作物となる場合がある）。その結果、単なるデータを権利として扱う法律は、現在、わが国には存在しないため、「データには権利性がない」とされている。

なお、権利性がないデータであっても、保有者が秘密として取り扱っている場合には、営業秘密として保護されることがある。例えば企業内でセキュリティを講じて、取引データの管理などを管理している場合には、営業秘密として認められ、これを盗み出した場合には、不正競争防止法による罰則や、損害賠償義務が生じる。

このようにデータに関する法的性格は、必ずしも法律で通常のものと同様の保護を受けるわけではないことから、外部の者とのやり取りにおいては適切な取決めを行うことが重要となる。

(2) 水産分野におけるデータの取決めの必要性

スマート水産業において必要なデータを円滑かつ幅広く利用者が活用するためには、データの提供者が安心してデータを提供できるようにするための環境整備が必要である。

例えば、生産に関するデータについては、これまで漁業者が、長年の経験に裏打ちされた「勘」をデータ化することにより、経験がない者であっても、同様の操業ができることが期待される一方で、経験ある漁業者がデータ提供を行ったために経済的な損失を被るようであると、データを提供した漁業者から見ると、データを提供することをためらうことにつながる。

そこで、データの広範な利活用を図るためには、データ提供者が安心してデータを提供できるようにするほか、提供を受けたデータ利用者においても、データの利活用により生み出された価値の対価を適正に享受できるような環境が求められる。

特に水産業においては、一旦、データが流出すると、法律上権利として保護されないものが多く、データ提供者の利益が損なわれるおそれがあることなどから、データ提供者の利益を十分に考慮した利用ルールに基づいて、データの利活用が図られる必要がある。

本ガイドラインでは、このような観点を踏まえて、水産業におけるデータの利活用を促進するために必要な利用ルールのあり方を示すことを目的とする。利用ルール策定に際しては、データ提供者やデータ利用者において、それぞれの利益が適正に保護されることに留意する。

3. 本ガイドラインにおける対象

本ガイドラインでは、水産分野において取り扱うデータのうち、生産の場面で生じたデータを中心に、原データ及び加工等がなされた派生データ等を対象とする。

他方、流通段階で生じたデータについては、産地市場データは対象とするが、流通会社における取引データや物流データ等は、原則として対象としない。

(1) ガイドラインが対象とするデータ

本ガイドラインでは、生産場面で発生したデータを対象とする。生産については、海面漁業、養殖のいずれも含む。また漁業者が漁獲した水産物に関するデータのほか、これを産地市場で水揚げした際に生じるデータや、漁獲を行う漁場に関連するデータ等も対象とする。

本ガイドラインで対象とするデータの例を表 1 に示す。

表 1 本ガイドラインで取扱うデータ

情報の種類		具体的な内容例	提供上の留意点
水産物情報		・ 魚介名 ・ 重量/サイズ ・ 雌雄	・
生産市場での取引情報	生産者（天然）の取扱	・ 漁業者（船名） ・ 漁獲水域（水揚地） ・ 漁獲（水揚）日時 ・ 漁獲方法	・ 漁獲者の情報は、通常はオープンでの利用用途では提供されない
	生産者（養殖）の取扱	・ 養殖者 ・ 養殖水域（水揚地） ・ 出荷日時 ・ 給餌方法	・ 養殖者の情報は、通常はオープンでの利用用途では提供されない
	取引事業者における取扱	・ 売主/買主（市場名） ・ 価格 ・ 取引量 ・ 取引期日 ・ 仕入日 ・ 出荷日	・ 取引事業者における取扱履歴情報は、通常は当事者間だけでの提供に限定される。
	取引事業者による評価情報	・ 品質等級 ・ その他品質情報	・ 品質や鮮度の評価に関する情報は、評価日時等がわかる形で提供する必要がある（時間の経過により変化しうるため）
画像情報	魚介類の画像情報	・ 出荷対象の魚介類の写真 ・ 魚介類のサンプル写真	・ 提供する画像が、個別取引の対象である水産物の画像であるのか、サンプルであるのかを明示する必要がある。 ・ 消費者に対する提供を目的とする場合には、誤解を生じさせないように留意する必要がある（大きさ、色等）。 ・ 提供する画像が第三者の撮影のものである場合には、著作権上の処理を行う必要がある。
	水産物の取扱いに関する画像情報	・ 漁獲風景の写真・動画 ・ 生産者の写真	・ 提供する画像が、個別取引の対象である水産物の漁獲等の画像であるのか、サンプルであるのかを明示する必要がある。 ・ 個人が写りこんでいる場合には、写っている個人が特定されないよう処理する、あるいは事前に同意を得る等の対応を行う必要がある。
漁場関連	海況情報	・ 緯度・経度等	・ 研究などの目的であれば、詳細な単位

情報の種類		具体的な内容例	提供上の留意点
情報		・潮流 ・水温	での情報が重要であるが、公開する場合には提供者の意向を踏まえた内容にする必要がある。
	漁獲関連情報	・魚群情報 ・漁業日誌（記録） ・漁船の移動距離・燃費 ・水深	・操業情報は、漁業者の営業秘密に該当することもあるので、これに応じた取扱いが求められる。 ・漁業者を特定しない形で提供する場合にも、提供者の意向を踏まえた内容にする必要がある。
その他の情報	その他、水産物に関連する情報	・統計情報 ・市況情報	・市況情報を提供する場合や、取引情報等を統計化して提供する場合、統計化されたデータから事業者等が特定されないような形で提供することが求められる。

(2) ガイドラインが対象とするデータの利用場面

本ガイドラインでは、生産場面で発生したデータが、生産者（漁業者、漁業協同組合（漁協）、産地市場）の外部で利用される場面でのデータの取扱いを対象としている。この際の典型的な場面として整理したものが図 1 本ガイドラインで想定するデータの利用場面である。

生産場面で発生したデータについてみると、漁業者から漁協や産地市場へ水揚げや出荷に伴い発生するものが挙げられる（図中①）。

次に漁協や産地市場からデータ提供される場面が想定される。この場合、委託業務の一環（例えばシステムサービスの利用など）で提供される場合（図中②）がある。また提供先での独自の利用目的に資するように、データ提供がなされる場合がある（図中③。なお②と③は合わせて発生することもある）。例えば提供先が行政の場合には、行政への報告としてデータの提供がなされ、行政側ではこれを報告された目的である事務（資源評価等）に利用することになる。

さらに提供されたデータについては、別の第三者に対して提供されることもある（図中④）。提供先では、独自の利用目的で提供を受けたデータを利活用することになる。

最後に、漁業者が漁協や産地市場を経ずに、直接データを提供するケースも想定される（図中⑤）。例えば漁業者が直接、民間事業者と取引を行う場合や、個別にデータを利用するサービスを使ったり、あるいは学術的な研究に協力したりするためにデータを提供するようなケースが想定される。この場合でも、提供先から別の第三者にデータが提供されるケースも想定される。

本ガイドラインではこれらのケースを想定して、取り決めの留意点等を整理する。

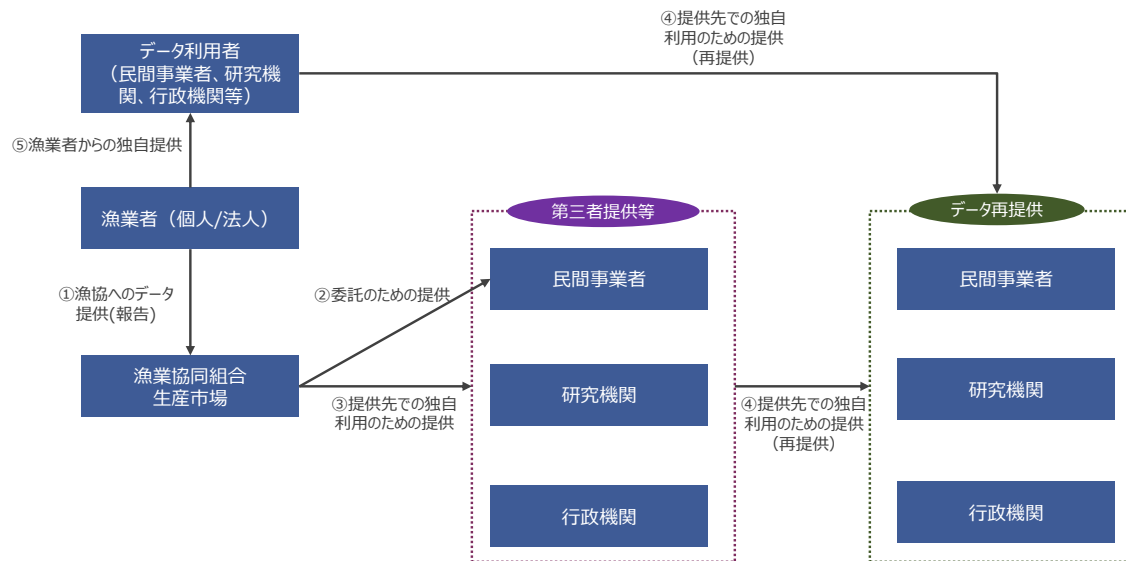


図 1 本ガイドラインで想定するデータの利用場面

(3) ガイドラインの想定読者

本ガイドラインの利用者は、(2) で示したデータの利用場面に関わる方すべてを対象として制定するが、特に漁業者や漁業、産地市場に関わる方には積極的に利用していただきたい。また本ガイドラインでは、特に漁業情報の特殊性に鑑みた留意点を示していることから、生産者以外の方については、漁業情報を提供受けた場合にこのような留意点を確認することが望ましい。

第2. 水産分野のデータ提供関係における基本的事項

1. 水産分野におけるデータ利用関係に基づく取決めの目的

水産分野におけるデータ利用関係に基づいて取決めを行う目的や、取決めにより、回避することが想定されるトラブル等について示す。

(1) 水産分野におけるデータの利用関係の取決めの現況

水産分野におけるデータ利用関係に基づいて取決めは、データの提供者と提供先との間でのデータ利用に関する契約（契約書以外によるもの含む）によって行われる。

但し現状では、データ提供だけを目的とする契約等を行う場合は少なく、データ提供者と提供先での間の取引や研究参加、行政上の報告を行う際の取決め等を踏まえて行われることが一般である。

加えて、この取決めである取引契約や研究参加にかかる契約・同意書等においては、現状では詳細なデータの取扱いに関する内容を含むことは少なく、当事者間での守秘義務の設定や利用目的の設定等などに限定されるケースが多い。

水産分野でのデータの利用関係の取決めは、本来提供する目的に則して内容を決めていく必要があるが（利用目的、利用範囲、管理方法等）、必ずしもそのような内容とはなっていない。

(2) 水産分野において取決めを行う場面

水産分野におけるデータ利用関係に関し、データの提供者と提供先との間で行われる取決めの例を表 2 に示す。

(1) に示すようにデータ提供だけを目的とする契約等を行う場合は少なく、データ提供者と提供先での間の取引や研究参加、行政上の報告を行う際の取決め等を踏まえて行われる。また個人情報の収集・利用・管理を行う場合には、個人情報を収集する者が、個人情報取扱事業者（個人情報保護法（個情法））として、個人情報の主体から同意の取り付け等を行う。

表 2 データの提供者と提供先で行われている取決めの例

提供者	提供先	取り決め等
漁業者	漁業協同組合 産地市場	漁業協同組合への業務委託契約・共販契約等 漁業者から収集した個人情報に関するポリシー・同意書
産地市場	研究機関等	研究参加（協力）同意書 共同研究実施計画書
	民間事業者	生産市場からの委託 業務委託契約 サービス利用契約書
	生産市場の	（広く）卸売市場参加・利用契約

		利用等	条例
		その他	研究参加（協力）同意書 共同研究実施計画書 業務協力契約
	行政機関等		法令・条例 提供同意書
研究機関等 民間事業者 行政機関	第三者		・産地市場→研究機関等、民間事業者、行政機関等に準じる
漁業者	研究機関等 民間事業者 行政機関		・産地市場→研究機関等、民間事業者、行政機関等に準じる

次に、各提供の場面で取扱われるデータの例を見たものが、表 3 である。

提供場面ごとに、提供されるデータの内容や提供形態が異なることが想定される。

例えば漁業者と漁協・産地市場との間では、漁獲したものについて、水揚げから産地市場での販売等までに発生する業務の委託を依頼する内容の契約が行われている。具体的には個々の漁協や産地市場によって異なるが、水揚げ後の計量や競りや入札の準備と実施、確定した金額の徴収と漁業者への振込などを内容とするものが想定される。この場合には、漁業者から漁業・産地市場に提供されるデータのほか、漁業・産地市場が漁業者と共同して発生させるデータも想定される。例えば水揚げされた魚の計測により生じるデータは、産地市場側の計測によって発生するデータである。

同様に産地市場と市場の利用者（買受人等）とは、落札価格などは、産地市場内の取引で発生したデータを共同して発生させることになる。

このようにデータ提供においては取り扱われるデータは多様であるほか、提供形態が異なるが、スマート水産業を進める際には、これらごとに細かに取決めを行うことが求められる。

取扱われるデータの内容を勘案しないで、一律にデータの利用を制限することで、提供を受けた者において、柔軟なデータの活用ができなくなり、提供を受けた者の活動を阻害することが生じうる。逆に一律に緩めることにより、提供者の利益が十分保護されないケースも生じる。

さらには、データの提供形態も、提供者から単純に提供された場合と、提供先と共同で生み出したデータでは、データの発生に対する貢献が異なることから、取扱いにおいても、それに応じた取決めを行うことが必要となることがある。

表 3 各データの提供場面において取扱われるデータの例

提供者	提供先		取扱いデータ	提供形態
漁業者	漁業協同組合		・ 漁獲成績（魚種、漁獲量、地域、日時） ・ 操業者情報（操業者氏名ほか）	提供※
	産地市場		・ 操業関係データ（操業者、船、漁獲地、漁法）	提供
			・ 水揚げ漁獲データ（魚種、数量等）	提供／一部創出
産地市場	研究機関等		・ 研究対象によるが以下例 ・ 漁獲成績の詳細（GPS 情報含む） ・ 海況情報（漁船の機器から得られるもの）	提供
	民間事業者	産地市場からの委託	【産地市場におけるシステム、サービス提供の場合】 ・ 水揚げ漁獲データ ・ 落札関連事務データ（落札者、落札価格、出荷者、出荷者への総振込金額等）	提供
			・ 統計化データ	創出
		産地市場の利用等	・ 産地市場利用者（買受人等）ごとの落札情報（落札対象、落札額、落札日、落札総額等）	創出
		その他	・ 相対契約などがある場合には、取引内容に関するデータ（魚種、数量、単価等）	創出
漁業協同組合	行政機関等		・ 漁獲成績（漁業者、魚種、漁法、漁獲量、地域、日時）	提供
研究機関等 民間事業者 行政機関	第三者（研究機関等、民間事業者、行政機関）		・ 提供する第三者により異なるが、産地市場・漁業協同組合から研究機関等、民間事業者、行政機関等への提供における取扱いデータに準じる。	提供／創出
漁業者	研究機関等 民間事業者 行政機関		・ 提供する第三者により異なるが、産地市場・漁業協同組合から研究機関等、民間事業者、行政機関等への提供における取扱いデータに準じる。	提供／創出

※提供形態の項目にある「提供」は、提供者が管理しているデータ（情報）を提供先にそのまま渡すケース。「創出」は提供者と提供先が共同して、新たなデータを生み出すケース（例えば水揚げにおける重量は、漁業者が対象となる魚を提供して、産地市場で計測して生み出されるデータ）。

2. 水産分野のデータ提供関係における当事者関係の整理

水産分野におけるデータの利用関係を担う当事者について整理し、その特徴や留意点を示す。当事者としては、漁業関係者（漁業者、漁業協同組合、産地市場等）、研究者・研究機関、民間事業者、行政機関等などが想定されるが、それぞれのデータ利用関係における位置づけや特徴、およびそれらを踏まえた留意点を示す。

(1) データ提供関係における当事者

データ提供関係において想定される当事者は、すでにみたようにデータの提供場面で登場するものが想定される（図 2：再掲）。ここでは、

生産者：漁業者、漁業協同組合、産地市場

研究機関：国立試験研究機関、公設試験研究機関、大学等

行政機関：府省、自治体（都道府県）

民間事業者：生産者にサービスや製品を供給する民間事業者（システム等）

産地市場における取引に参加する民間事業者（仲卸、買受人等）

生産者から相対で取引を行う民間事業者

外部の漁業協同組合・産地市場

生産者から収集した情報を第三者に提供するデータベース事業者

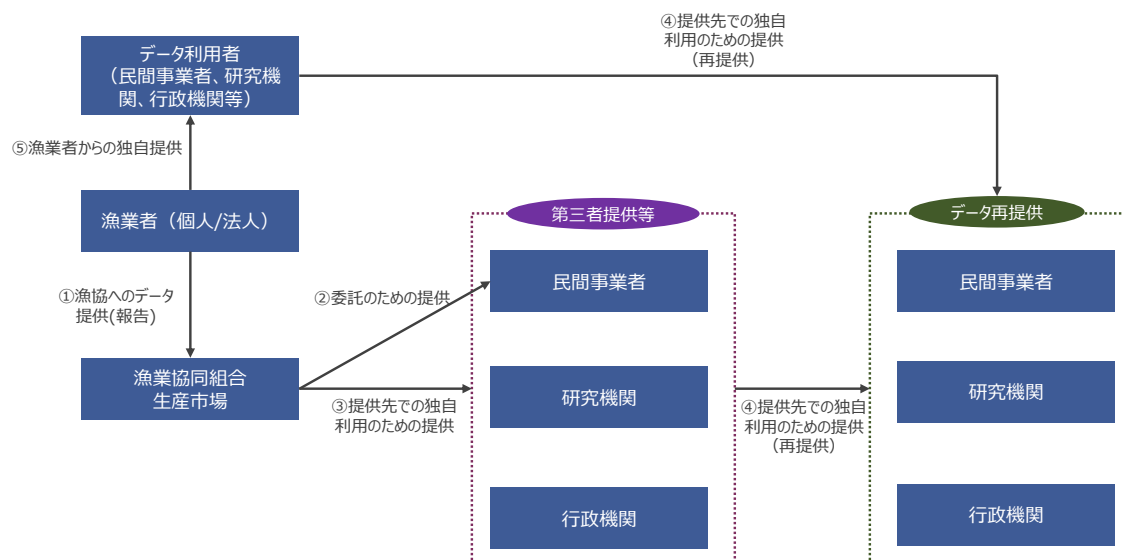


図 2 データ提供関係における当事者（図 1 再掲）

(2) 当事者の概要

(1) で示した当事者について、具体的に想定される者を表 4 に示す。

生産者からデータ提供を行う場合、提供先によってデータの利用目的などがあらかじめ想定されているケースが多い（例えば研究機関であれば、学術研究目的など）

が、実際の利用場面では第三者提供や他の主体との共同利用などを行うケースもあり、複数の種類の当事者が同時に利用関係に立つことも想定される。

表 4 各当事者の概要

当事者のカテゴリー		概要
生産者	漁業者	・ 漁業を行う者全般。個人法人等いずれも含む ・ 海面漁業を行う者、養殖を行う者のいずれも含む ・ 漁業権の有無に関わらず、漁業を行う者を含む
	漁業協同組合	・ 水産業協同組合法の第 2 章に基づいて設立される組合
	産地市場	・ 「主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのもの」（旧卸売市場法施行令第 2 条）
研究機関		・ 国立試験研究所は、国立研究開発法人 水産研究・教育機構など、農林水産省所管の水産分野を対象とする国立の研究機関を想定 ・ 公設試験研究機関は公立試験研究機関のほか水産試験場などを想定 ・ 大学等（水産分野を研究対象とする場合全般）
行政機関		・ 府省（地方支分部局含む） ・ 自治体
民 間 事 業 者	サービス・製品提供事業者	・ 生産者が利用する水産分野のデータを取り扱うためのシステム開発やサービス提供、製品提供を行う事業者 ・ 漁業・産地市場が委託する決済代行を行う事業者（団体含む）
	産地市場等利用者	・ 産地市場における競りや入札に参加する卸業者、買受人、加工業者等 ・ 共販により生じる入札に参加する事業者
	生産者と直接取引を行う事業者	・ 生産者と相対取引を行う事業者 ・ 共販により取引を行う事業者
	データベース事業者	・ 生産者から収集したデータを加工・調整して、第三者に情報として提供するデータベース事業者

3. 水産分野における当事者と提供データの流れの整理

水産分野におけるデータの利用関係に関する利用ルールを検討するに際しては、水産分野において生じるデータの提供関係について整理し、各場面でどのような利用ルールが必要であるかを整理する必要がある。

漁業者からのデータの提供関係では、個人事業主が多いことから、漁業者に紐づけられて提供されるデータについては、個人情報としての側面を有するため、これに着目した対応が求められる。

他方、漁業者のデータは、漁業協同組合が取りまとめて提供を行うことが多く、漁業協同組合が情報提供者として位置づけられることが多くなることが想定される。

上記を踏まえ、水産分野において生じるデータの提供関係について整理し、各場面でどのような利用ルールが必要かを示す。

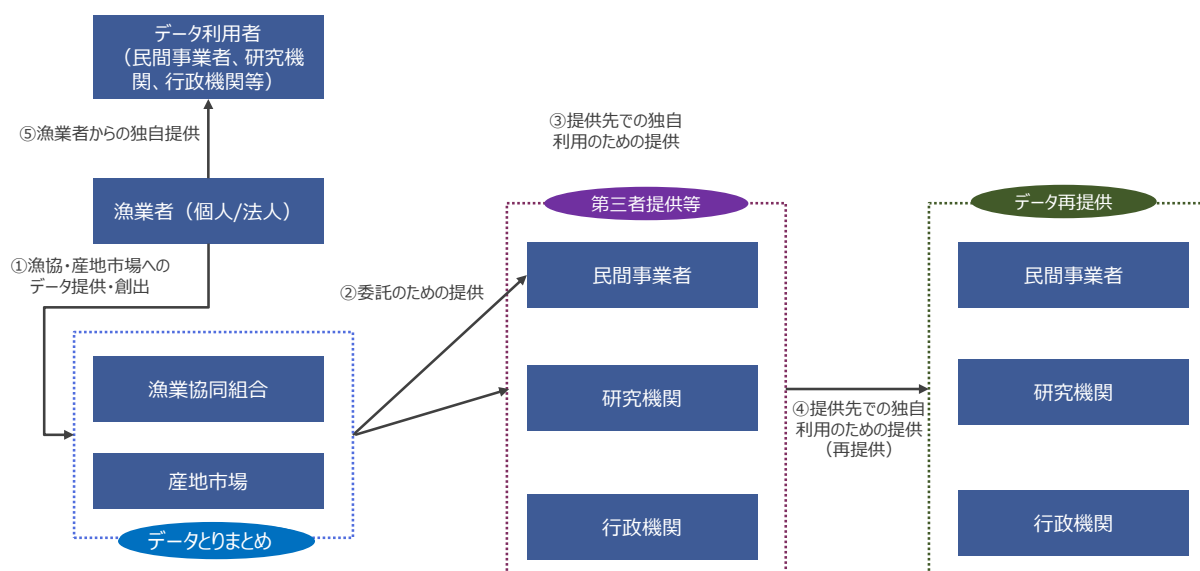


図 3 漁業者起点で見た水産分野におけるデータ提供の流れ

データ提供のパターン	概要	備考
① 漁協・産地市場へのデータ提供・創出	・ 漁業者から漁業協同組合等へ行われるデータ提供 ・ 水揚げや操業に係る情報（漁業において生じる情報）に関するデータ提供。組合における規約等に基づく。 ・ 漁業協同組合がデータの提供を受ける際に、漁業者が	・ 漁業者自身も漁業協同組合の構成員であることが多いが、組合員以外が水揚げを行う場合も生じる。 ・ 漁業者がもつデータを提供する場合のほか、水揚げの計量結果など、漁業者と組合等で共同してデータ作成を行うケースもあ

データ提供のパターン	概要	備考
	個人事業主である場合には、個人情報として取り扱う必要も生じる。	る。
② 委託のための提供	・生産者が、委託先の民間事業者に対して行うデータ等の提供。委託契約に基づいて行われる。	・この場合には、漁業者の個人情報の提供は第三者提供としては扱われない。 ・委託業務において供されたデータや、派生データの利用権限は、委託契約等において定められる。
③ 提供先での独自利用のための提供	・生産者が、提供先での独自利用を認めて行うデータ等の提供。データ提供契約等に基づいて行われる。	・民間事業者との共同研究や、研究機関等における利用、行政機関等への報告などにより行われる。 ・漁業者の個人情報が含まれる場合に、学術研究目的や法律上の提供などにより、個人情報上の本人の同意を要しないケースもある。
④ 提供先での独自利用のための提供（再提供）	・③により提供を受けたデータ利用者が、別の者が独自利用するために行うデータ提供。データ提供契約等に基づいて行われる。	・例えばデータベース利用者のために行うデータの提供や、流通段階等での提供などが想定される。 ・③におけるデータ提供に係る利用ルールにおいて、提供範囲等は定められる。
⑤ 漁業者からの独自提供	・漁業者が、漁業協同組合を経ないで直接行うデータ提供。データ提供契約等により行われる。	・漁業者が自らのデータを、漁業協同組合を経ずに行うデータの提供。 ・行政機関等への個別の提供や、民間事業者、研究機関等への研究協力などが想定される。 ・漁業協同組合と共同で生成したデータ等については、漁業協同組合と調整の上での提供が必要。

4. 各場面におけるデータ提供関係の特徴と留意点

データ提供関係が生じる各場面において取決めを行う場合について、具体的に必要となる留意点等を示す。

(1) 漁協・産地市場へのデータ提供・創出

漁業者が漁協・産地市場へのデータ提供・創出する場合として、

- ・漁協に加入する際において定められている規約
- ・漁協や産地市場に対して業務委託契約

のいずれかに基づいて行われる場合が想定される。これらの場合に行われるデータ提供における留意点を表 5 に示す。

表 5 漁業者から漁協・産地市場へのデータ提供・創出する場合の取決めにおける留意点

基になる契約	提供データ	この提供関係での留意点
漁協における規約	・漁獲成績報告データ ・養殖等実施状況データ	・規約に基づき、漁業者から提供されるデータについては、漁協における業務目的の範囲で、収集・利用等がなされる ・漁業者が組合員である場合でも、漁業者から提供されるデータは、個々の漁業者の営業秘密としての性格を有するほか、ケースによっては限定提供データとしての性格を有する。 ・漁協から第三者への提供は、原則として規約に基づいて行われる。規約に明示されていない場合には、漁業者の同意に基づいて行われる必要がある（外部の第三者に対する提供以外に、漁業内の他の組合員への開示についても同様） ・国等への報告など、行政機関等への提供は、法律に基づく範囲で行われるほかは、第三者への提供のルールに基づき行う。 ・漁業者が個人である場合、漁協が取り扱う情報が個人情報となる場合がある。この場合には、個人情報法による対応も併せて行うことが求められる。
委託業務契約	・水揚げに関するデータ ・操業に関するデータ	・業務委託契約に基づき、漁業者から提供されるデータについては、委託業務契約遂行の目的に示す範囲で、収集・利用等がなされる。漁協・

	タ ・統計化データ	産地市場と共同して創出したデータについても同様の取扱いを行う。 ・業務委託契約で取扱うデータについては、基本的には、漁業者の営業秘密に該当する。従って、業務委託契約上の必要がない限り、営業秘密として取り扱うことが求められる。 ・産地市場で取扱われる漁業者の情報のうち、競りや入札で取扱われるデータ（漁獲者、魚種、数量等）は、入札等の参加者等に対しては、開示されることがある。この場合でも直ちに公開されているデータと同様の扱いになるわけではなく、限定提供データになる場合がある。したがって産地市場等の参加におけるルールに照らした対応をする必要がある。 ・業務委託契約により取り扱われるデータの第三者提供は、原則として業務委託契約の目的の範囲で行われる。第三者の範囲について明示的な記載がない場合には、原則として漁業者からの同意を得ることが求められる。 ・漁業者が個人である場合、漁協・産地市場が取り扱う情報が個人情報となる場合がある。この場合には、個人情報法による対応も併せて行うことが求められる。
--	--------------	--

(2) 委託のための提供

生産者が、例えば情報処理や情報サービスの利用などのために民間事業者へ委託を行うためにデータ提供する場合がある。この場合の取決めにおいては業務委託契約やサービス利用契約などに基づいて行われることになる。このような場面におけるデータ提供に関する取り決め上の留意点を表 6 に示す。

表 6 生産者が行う委託のためにデータ提供する際の取決めにおける留意点

基になる契約	提供データ	この提供関係での留意点
業務委託契約 サービス利用契約	・漁獲成績報告データ ・養殖等実施状況デ	・業務委託契約・サービス利用契約で取扱うデータについては、業務委託契約の目的の範囲で取扱われることになる。

	ータ ・落札関連事務データ（落札者、落札価格、出荷者、出荷者への総振込金額等）	・取り扱われるデータは、基本的には委託元における営業秘密に該当する（入札など開示された情報についても、直ちに公開情報にはならない）。 ・提供を受けたデータおよび、加工等によって創出したデータの取扱いについて受託者は、業務委託契約等に表示されている範囲で、利用することになる。受託者における独自利用及び第三者提供についても、業務委託契約等に表示されている範囲での利用になる。業務委託契約等において明示されていない場合には、委託者と受託者の間での解釈の相違が生じうることから、明示することが望ましい。 ・漁業者等が個人である場合、受託者においても個人情報取扱事業者に該当する。但し、受託者自体は、基本的には個人情報上の第三者提供先には該当しない。
--	--	---

(3) 提供先での独自利用のための提供

① 研究機関等への提供

生産者が、研究機関等に対して、研究協力を行うためにデータ提供する場合がある。この場合の取決めにおいては、研究参加同意書や研究協力書、共同研究実施計画書などに基づいて行われることになる。このような場面におけるデータ提供に関する取り決め上の留意点を表 7 に示す。

表 7 研究機関等へデータ提供する際の取決めにおける留意点

基になる契約	提供データ	この提供関係での留意点
研究参加同意書 研究協力契約 共同研究実施計画書	・研究対象によるが以下例 ・漁獲成績の詳細（GPS 情報含む） ・海況情報（漁船の機器から得られるもの）	・研究機関等に提供されるデータについては、研究協力契約や研究参加同意書等の目的の範囲で取扱われることになる。 ・取り扱われるデータは、基本的には生産者における営業秘密に該当する（入札など開示された情報についても、直ちに公開情報にはならない）。

		・個々の漁業者に関するデータは、個々の漁業者の営業秘密に該当する場合があるため、研究参加者に複数の生産者がいる場合でも、他の漁業者や生産者に対する開示は、研究協力契約等に基づくか、漁業者による同意に基づいて行う必要がある。 ・提供を受けたデータおよび、加工等によって創出したデータの取扱いについて研究機関等は、研究協力契約や研究参加同意書等に示されている範囲で、利用することになる。 ・研究機関等における独自利用及び第三者提供についても、研究協力契約等示されている範囲での利用になる。研究協力契約や研究参加同意書等において明示されていない場合には、生産者と研究機関等の間での解釈の相違が生じうることから、明示することが望ましい。（論文等による外部公開を含む） ・漁業者等が個人である場合、受託者においても個人情報取扱事業者該当するが、学術研究目的の場合には、個人情報法第76条における例外が該当する。
--	--	---

② 民間事業者への提供

生産者が、民間事業者に対して、民間事業者における製品やサービス開発への協力や、生産者が民間事業者と新たな商品やサービスを開発するためにデータ提供する場合がある。この場合の取決めにおいては、研究協力契約や業務協力契約などに基づいて行われることになる。このような場面におけるデータ提供に関する取り決め上の留意点を表8表8に示す。

表 8 民間事業者に対するデータ提供の際の取決めにおける留意点

基になる契約	提供データ	この提供関係での留意点
・研究協力契約 ・業務協力契約	・業務内容によるが 以下例 【ベンダーの製品・サービス開発の場合】	・民間事業者提供されるデータについては、研究協力契約や業務協力等の目的の範囲で取扱われることになる。 ・取り扱われるデータは、基本的には生産者にお

	・ 漁獲成績の詳細（GPS 情報含む） ・ 海況情報（漁船の機器から得られるもの） 【生産者と共同で行う業務協力の場合】 ・ 落札関連事務データ ・ 漁獲関連データ	ける営業秘密に該当する（入札など開示された情報についても、直ちに公開情報にはならない）。 ・ 個々の漁業者に関するデータは、個々の漁業者の営業秘密に該当する場合があるため、業務協力等を行う複数の生産者がいる場合でも、他の漁業者や生産者に対する開示は業務協力契約等に基づくか、漁業者による同意に基づいて行う必要がある。 ・ 提供を受けたデータおよび、加工等によって創出したデータの取扱いについて業務協力契約に示されている範囲で、利用することになる。 ・ 民間事業者における独自利用及び第三者提供についても、業務協力契約等に示されている範囲での利用になる。業務協力契約等において明示されていない場合には、生産者と研究機関等の間での解釈の相違が生じうることから、明示することが望ましい。（特に民間事業者との場合には、商用利用の可否、営業対象地域の確認、商標等、関連する知的財産の利用関係等とも併せて確認する必要がある） ・ 漁業者等が個人である場合、提供を受ける民間事業者においても個人情報取扱事業者に該当する。また漁業協同組合・産地市場から提供を受ける場合には、提供を受ける民間事業者は個人情報法の第三者に該当するため、必要な措置を講じることが求められる。
--	---	--

③ 行政機関等への提供

生産者が、行政機関に対して、法令等に基づく報告や、その他の目的でデータ提供する場合がある。この場合の基本的には法令等に基づいて行われることになるが、法令に基づく事務以外でも、提供同意などに基づいてデータ提供が行われる場合がある。このような場面におけるデータ提供に関する取り決め上の留意点を表 9 に示す。

表 9 行政機関に対するデータ提供における留意点

基になる契約	提供データ	この提供関係での留意点
法令・条例	・漁獲成績（漁業者、魚種、漁法、漁獲量、地域、日時）	・行政機関等に提供されるデータについては、法令や条例の目的の範囲で取扱われることになる。 ・取り扱われるデータは、基本的には生産者における営業秘密に該当する（入札など開示された情報についても、直ちに公開情報にはならない）。また提供先である行政機関においても、公務員の守秘義務の対象として取り扱われる。
提供同意書	・漁獲状況に関するデータ ・海況データ等	・法令等に基づかないで、生産者から提供されるデータについては、基本的には民間事業者等に提供される場合と同様に取扱われる。

（4） 提供先での独自利用のための提供（再提供）

（3）で示した研究機関等、民間事業者、行政機関等から、さらに別の主体に対して、その提供先での独自利用のためにデータが提供されることがある（再提供）。

この場合、生産者と再提供先である第三者との間では直接の契約関係は存在せず、提供元と再提供先との間で、データの提供に関する取り決めがなされる。この取決めの内容は、基本的には（3）で示した生産者と提供先との間での取決め内容に準じた内容であることが求められる。そのため、提供元と再提供先との取り決めにおける留意点については、（3）で示した内容となる（再提供先を（3）で示した者に応じて読み替える）。

なお再提供については、漁業者から見ると再々提供に該当することから、個情法上の対応については、この点を留意して対応することが求められる。

（5） 漁業者からの独自提供

漁業者から、（3）で示した研究機関等、民間事業者、行政機関等に対して、直接データが提供されることがある。

この場合の取決めの留意点は、（3）で示した研究機関等、民間事業者、行政機関等に対する留意点が該当する。

但し、漁業者が漁協・産地市場にデータ提供する際に、データの取扱いについて独占的な利用等を認めている場合には、漁業者からの直接のデータ提供が、漁業や産地市場との取り決め反する場合があるため、留意する必要がある。